省　令

○財務省令第四十七号

関税定率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第百三十一号）の一部の施行等に伴い、関税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

関税法施行規則の一部を改正する省令

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類） **第一条の二**　法第六条の三（郵送等に係る申告書等の提出時期）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類とする。 ［号を削る。］	（郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす書類） **第一条の二**　法第六条の三（郵送等に係る申告書等の提出時期）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書面並びに当該書面に添付すべき書類及び当該書面の提出に関連して提出するものとされている書類とする。 一　法第七条の九第二項（帳簿の備付け等）及び第六十七条の八第二項（帳簿の備付け等）において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号。以下この号及び次号において「電子帳簿保存法」という。）第六条第一項若しくは第二項（電磁的記録による保存等の承認の申請等）又は第七条第一項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）（これらの規定を電子帳簿保存法第九条（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書又は届出書 二　法第九十四条第三項（帳簿の備付け等）において準用する電子帳簿保存法第六条第一項、第二項若しくは第六項又は第七条第一項（これらの規定を電子帳簿保存法第九条において準用する場合を含む。）の規定により提出する申請書又は届出書 三～七　［同上］
（法令遵守規則の記載事項） **第一条の三**　法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　特例輸入関係関税関係帳簿（法第七条の九第一項（特例輸入者に係る帳簿の備付け等）に規定する特例輸入関係関税関係帳簿をいう。以下同じ。）及び特例輸入関係関税関係書類（同項に規定する特例輸入関係関税関係書類をいう。以下同じ。）の作成、保管及び管理に関する事項 ［八～十一　略］	（法令遵守規則の記載事項） **第一条の三**　法第七条の五第三号（承認の要件）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　同上］ 七　帳簿書類（法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する帳簿書類をいう。）の作成、保管及び管理に関する事項 ［八～十一　同上］